

地方独立行政法人法により中期目標において定めるべき事項

中期目標で定めるべき事項 (法 25 条第 2 項、第 78 条)	公立大学法人神戸市外国語大学 中期目標案の構成
① 中期目標の期間(6年)	前文 基本目標 第1 中期目標の期間
② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 研究・教育の質の向上に関する目標 1. 国際的に通用する人材の育成 2. 高度な研究・教育の推進体制 3. 地域貢献 4. 国際交流
③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3 業務運営の改善および効率化に関する目標 1. 運営体制の改善 2. 人事の適正化 3. 事務などの効率化・合理化
④ 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する目標 1. 外部研究資金その他の自己収入の確保 2. 経費の抑制 3. 資産の運用管理の改善
⑥ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	第5 点検・評価ならびに情報の提供に関する目標 1. 評価の充実 2. 社会的説明責任
⑤ その他業務運営に関する事項	第6 その他業務運営に関する重要目標

(参 考)

中期計画で定めるべき事項 (法 26 条第 2 項)
ア 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
ウ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
エ 短期借入金の限度額
オ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
カ 剰余金の使途
キ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項